

(仮訳)

G 7 外相コミュニケ
(2024年4月19日 於：イタリア・カプリ島)

中東情勢

1. イラン

我々、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、及び米国のG 7 外相並びにEU 上級代表は、イランが4月13日から14日にかけてイスラエルに対して行った直接的かつ前例のない攻撃を最も強い言葉で非難する。これについて、イスラエルはそのパートナーの助力を得て打ち負かした。イランは何百もの弾道ミサイル、巡航ミサイル及びドローンを発射したが、これは危険なエスカレーションであった。

我々はまた、イランの武装隊員が、国際法に違反して、ホルムズ海峡付近を航行中のポルトガル船籍の商船MSCアリエス号に乗り込み、拿捕したことを非難する。我々は、同船舶とその乗組員及び積荷の即時解放を求める。

イスラエル及びイスラエルの人々は、我々の完全な連帯と支持を得ており、我々は、イスラエルの安全に対するコミットメントを再確認する。イランの行動は、地域の不安定化と更なるエスカレーションにつながる受け入れられない一歩であり、それらは避けなければならない。4月19日の攻撃の報道に鑑み、我々は、全ての当事者に対し、更なるエスカレーションを防ぐために取り組むよう強く求める。G 7 は、このために引き続き取り組む。

我々は、地域内外の全ての当事者に対し、この共同の取組に積極的に貢献するよう求める。

我々は、イランに対し、ハマスへの支援の提供並びにレバノンのヒズボラ及びその他の非国家主体への支援を含む中東を不安定化させる更なる行動を抑えるよう求める。国連安保理決議第2216号に違反するホーシー派への、及び地域における他の非国家主体へのイランによる武器及び関連物資の継続的な提供は、危険なほどに緊張を高めている。我々は、全ての国に対し、イランの無人航空機(UAV)及びミサイル計画への部品及びその他の品目の供給を阻止するよう求める。

我々は、イランとその関係団体に攻撃を止めるよう要求する。我々は、イラン政府に対し、その悪意ある、不安定化させる行動に対し責任を負わせ、今、そして、更なる不安定化をもたらす取組に応じて、更なる制裁を課す又はその他の措置をとる用意がある。

我々は、イランが決して核兵器を開発も獲得もしてはならないとの決意を改めて表明する。

我々は、イランに対し、核エスカレーションを停止し、反転させることや、信頼に足る民生上の正当性がなく重大な拡散リスクをもたらす、国連安保理決議第2231号の枠組みでIAEAが報告している、継続的なウラン濃縮活動を中止することを強く求める。イラン政府は、この傾向を反転させ、真摯な対話に関与し、イランの核計画が専ら平和的であるという保証を提供できるように、IAEAとの全面協力に回帰しなければならない。我々は、イランの核関連の義務及びコミットメントに関する監視及び検証におけるIAEAの役割を支持するとともに、現在のイランの同機関への協力の欠如に強い懸念を表明する。

我々は、イランが弾道ミサイル及び関連技術をロシアに移転することを検討しているとの報告を極めて懸念している。これは、ロシアのウクライナにおける戦争に対する支援の実質的かつ重要なエスカレーションを意味するものであり、イランに対し、そのようにしないよう求める。仮にイランがロシアへの弾道ミサイル及び関連技術の提供を進めるようなことがあれば、我々は、イランに対する新規かつ重大な措置を含め、迅速かつ協調して対応する用意がある。

我々は、イランによる人権侵害、とりわけ、女性、女児及び少数派グループに対するものを、人権理事会が設置した独立国際事実調査団が3月8日に発表した第一次報告書が「女性、命、自由」のデモ参加者に対するある種の暴力が人道に対する罪に相当すると述べていることも踏まえ、深く懸念していることを改めて表明する。

我々は、イランが二重国籍者や外国籍市民を標的にし、恣意的に逮捕していることを強く拒絶し、イランの指導者に対し、不当かつ恣意的な全ての拘束を終わらせるよう求める。我々は、ジャーナリスト及び宗教家を含む、海外にいる体制反対派や政権に反対する人々、またユダヤ人個人やユダヤ人団体を標的にしたイランによるハラスメント、脅迫及び殺害計画を非難する。

2. ガザにおける紛争

我々は、2023年10月7日に始まったハマス及びその他のテロリスト集団によるイスラエルに対する残忍なテロ攻撃を最も強い言葉で非難する。イスラエルは、自国を守る権利の行使に際し、国際人道法を含む国際法を完全に遵守しなければならない。ハマスは、全ての人質を即時かつ無条件に解放しなければならない。我々は、ハマス及びその他のテロリスト集団による性的暴力に関する恐ろしい報告が完全に調査され、加害者が責任を問われるよう引き続き求める。

我々は、全ての一般市民の犠牲を憂慮し、ガザにおいて殺された、何千もの女性、子ども及び脆弱な状況下の人々を含む受け入れられない数の市民を、重大な懸念を持って留意する。我々は、ガザにおける壊滅的かつ高まる人道危機、特にガザ全域の一般市民の窮状に対処するための緊急の行動を求める。我々は、一般市民に壊滅的な結果をもたらし得るラファハへ

の全面的な軍事作戦への反対を改めて表明する。我々は、ラファハの一般市民を保護し、人道ニーズに対処するための、信頼できる実行可能な計画を改めて求める。我々は、ガザ内での避難及びガザから強制的に移動させられるリスクを深く懸念している。イスラエルは、国際法の下での義務を遵守して行動し、個人を人道的かつ尊厳をもって扱わなければならない、また、不正行為に関する信憑性のある申立てを徹底的にかつ透明性をもって調査し、いかなる侵害行為に対しても責任を追及すべきである。

我々は、ガザ内で大多数の人々が飢饉に陥る差し迫った危険性を踏まえ、ガザへの支援の流入を大幅に増加させるため、特定の、具体的で、測定可能な措置への緊急の必要性を強調する。我々は、イスラエル政府が発表した、既存の陸路による支援の流入を拡大すること、新たな陸路を開放すること及びガザへの入域ルートをさらに開通させること等を通じて、人道ニーズが最も深刻なガザ北部への支援を促進することへのコミットメントを含む措置の速やかな実施を強く求める。我々は、国連と連携し、切実なガザへの人道支援の流入を更に増加させるため、海洋回廊を確立する努力を歓迎する。我々は、このような回廊は、拡大されかつ持続的な陸路による支援の流入を補完するものであり、代替するものであってはならないことを改めて表明する。

完全で、迅速で、安全で、阻害されないあらゆる形態の人道アクセスを確保することは、引き続き絶対的な優先事項である。我々は、イスラエルに対し、国際的及び地域的な人道支援従事者、ジャーナリスト及びパレスチナ市民の保護を確保し、通信を含む人道的な衝突回避を改善し、適当な場合には、支援従事者及び一般市民に危害が加えられた事案に対する完全な責任を追及するために、更なる努力をするよう求める。我々は、全ての当事者に対し、食料、水、医療、電気、燃料及びシェルターを含む支援物資の阻害されない形での提供を可能にし、基本的なサービスの復旧を促進し、人道支援従事者のアクセスを確保するよう求める。全ての当事者は、国際人道法と整合的な形で、一般市民、とりわけ最も脆弱な人々、特に女性、子ども、障がい者を保護しなければならない。

危機の発生以降、G7は、ガザで被害を受けている人々に対する最大の人道支援の提供者であり続けてきた。我々は、これを継続する意図を改めて表明するとともに、我々の全てのパートナーに対し、彼らの取組を強化するよう求める。我々は、FAO、WFP及びIFRC（国際赤十字・赤新月社連盟）と共にイタリアが立ち上げた、食料安全保障及び人々のプライマリーヘルスに対する喫緊の需要により良く応えることを目的とした「ガザのための食料」イニシアティブを歓迎する。

我々は、人道支援を提供する上で、国連機関及びその他の人道支援関係者が担う重要な役割を認識する。UNRWAは、ガザの人道状況への対応における重要な役割を有している。我々は、必要な改革の実施の観点からも、UNRWA職員に対する深刻な疑惑に関し完全な透明性を提供するため、UNRWAに関する緊急の調査を開始したこと及び独立した調査グルー

プを任命したことについての国連事務総長の迅速な決定を歓迎する。我々は、UNRWA及びその他の国連機関の分配のネットワークにより、最も必要とする人々に支援物資を届け、その使命を効果的に果たすことができるようにすることが重要であることに合意した。

我々は、人質の即時解放と、ガザ全域に安全に届けられるべき緊急に必要とされている人道支援の大幅な増加を可能にする持続可能な停戦を求める。この文脈において、我々は、全ての人質の即時帰還、人道支援の大幅な増加及び国連安保理決議第2712号、第2720号及び第2728号の早急な実施を促進するために、持続可能な戦闘行為の停止につながる、全ての当事者が尊重する持続可能な停戦という目標に向けた米国と地域のパートナーによる進行中の仲介努力を強く支持する。ハマスが人質解放を拒否することは、紛争と一般市民の苦しみを長引かせるだけである。

我々は、パレスチナ自治政府の新内閣を歓迎し、パレスチナ自治政府が、ガザ及び西岸双方において紛争後に責任を担うことを可能とするために不可欠な改革に取り組む中で、同自治政府を引き続き支援する用意がある。

我々はまた、制裁及びその他の措置を課すことを含め、更なる残虐行為を実行するために資金を調達する能力をハマスに与えないよう取り組んでいる。同様に、我々はまた、オンライン上のテロリストのコンテンツの拡散に対抗するための取組を継続する。

全ての当事者は、二国家解決の見通しを損なう一方的な行為を控えなければならない。我々は、入植者による暴力の激化を懸念している。パレスチナ人コミュニティに対する暴力行為に責任を有する過激派の入植者は、責任を取らなければならない。

紛争の実現可能な解決は、地域の連携した取組の結果でしか得られない。我々は引き続き、二国家解決に基づく永続的かつ持続可能な平和及びイスラエルとパレスチナ人の安全の保証を伴うパレスチナ独立国家の樹立にコミットする。我々は、エルサレムの聖地における歴史的現状を変えることなく維持することを求める。我々は、パレスチナ国家の最終的な領土は、1967年の線に基づく交渉を通じて定義されるべきであることについて一致している。我々は、適切な時期のパレスチナ国家の承認は、その政治プロセスの重要な要素であることに留意する。

我々は、地域のパートナーと共に、紛争が更にエスカレートすることを防ぐために、集中的に取り組んでいる。我々は特に、ブルーライン沿いの情勢を懸念している。我々は、そうしたリスクを軽減する上で、レバノン国軍(LAF)と国連レバノン暫定隊(UNIFIL)が担う重要な安定化のための役割を認識している。我々は、全ての関係者に対し、自制と緊張緩和に向けて取り組むことを強く求める。

我々は、宗教又は信条に基づく全ての差別及び暴力に反対し、宗教的少数派の全てのメンバーの効果的な保護を求める。我々は、あらゆる形態の反ユダヤ主義および反イスラム憎悪を強く拒絶する。

3. 紅海における航行の自由

我々は、ホーシー派による紅海及びアデン湾を通過する商業船舶並びにそれらを守る海軍艦艇に対する攻撃を非難する。我々は、トゥルー・コンフィデンス号に乗船していた3名の無辜の船員の死と、航行上の危険及び深刻な環境上の脅威をもたらしたルビマー号の沈没に大きな憤りを覚えている。我々は、2023年11月19日に拿捕されたギャラクシー・リーダー号及びその乗組員のホーシー派による即時解放を求める。国連安保理決議第2722号に沿って、我々は、国際法に従い、自国の船舶を攻撃から守る権利を行使する国々への支持を改めて表明する。我々はまた、多次元的な結果を伴い得る更なるエスカレーションを防ぐため、国連及び沿岸国並びに地域及び準地域機関との緊密な協力の下、国際的な関与を継続することを求める。

我々は、こうした重要航路を守るための、EUの「アスピデス」海洋作戦並びに米国が英国及びその他の10か国と共に主導する「繁栄の守護者」作戦の継続的な取組を歓迎する。

我々は、紅海を経由するエネルギー供給、原材料及びその他の物資の輸送に対する妨害を懸念している。ホーシー派の攻撃に最も悪影響を受けている国には、地域の国々が含まれる。海上安全保障並びに航行の権利及び自由は、世界中の目的地と人々にとり必要不可欠な物資を自由に移動させるために重要である。これには、イエメンの人口の半数以上並びにスーダン及びエチオピアに対する命を救うための人道支援の提供も含まれる。

4. イエメン

我々は、イエメン情勢、特にイエメンの一般市民の人道状況に重大な懸念を表明する。イエメンの当事者は、支援を必要とする全ての人々に対し、安全、迅速かつ阻害されないアクセスを認め、女性の移動の自由を制限し、人道支援の提供を妨げるような要求をやめ、特に最も脆弱な人々への支援提供に対する障害を取り除かなければならない。全ての当事者は、国際人道法の下での義務を遵守しなければならない。

我々は、イエメンの紛争解決に向けた国連及びハンス・グランドバーグ国連事務総長イエメン担当特使の取組への強い支持を改めて表明する。

我々は、2023年12月に大統領指導評議会とホーシー派との間で達した、全国的な停戦を実施し、国内の生活環境を改善するための一連の措置に関するコミットメントを含む了解を歓迎する。我々は、全ての当事者、特にホーシー派に対し、国連の支援の下、市民社会と協議の上、包摂的な政治プロセスの準備に誠実に取り組むことを強く求める。

我々は、子どもの権利に対する重大な侵害を含む人権侵害並びに国際人道法の濫用及び違反に対する責任を求める。

5. シリア

我々は、国連安保理決議第2254号に沿った、シリア主導、シリア自身の政治プロセスに引き続きコミットし、ゲイル・ペデルセン国連特使のマンデートを完全に支持する。我々は、シリア政権に対し、危機の平和的解決及び国民和解を達成するため、国連が促進する政治プロセスに有意義に関与するよう強く求める。正常化、復興及び制裁解除は、国連安保理決議第2254号と整合的な形で信頼に足る包摂的かつ永続的な政治プロセスの枠組みにおいてのみ検討される。シリアの安定と平和は、I S I Lの永続的な敗北なしには達成できない。対I S I Lグローバル連合のメンバーとして、我々は、シリアにおけるI S I Lの存在を終わらせることにコミットする。

我々は引き続き、被害者のための正義と、国際人道法及び国際人権法を含む、シリアにおける国際法違反に責任を負う全ての当事者に対する責任追求を推進することにコミットする。我々は、シリア政権がシリアで化学兵器を使用したことを改めて非難する。我々は、シリア政権に対し、国連安保理決議第2118号及び化学兵器禁止条約に基づく義務を遵守し、化学兵器計画を完全かつ検証可能な形で廃絶するよう引き続き強く求める。

我々は、恣意的に拘束されている全ての一般市民を即時解放し、強制的に失踪させられた人々の運命を明らかにすることを求める。我々は、シリアで行われた犯罪を記録する調査委員会及びシリア国際公平独立メカニズムといった組織の活動を支持する。我々は、シリアで新たに設立されたシリア行方不明者独立機関を支援する用意がある。

我々は、早期復旧支援及び強じん性を育む施策を含め、シリア国民のニーズを満たすための人道支援を通じて、シリア国民を引き続き支援し、国連による国境を越えた人道支援を通じたものを含め、代替手段のない全てのシリア国民への阻害されない人道アクセスを促進するよう、シリア政権に要求する。我々は、シリア難民を受け入れ続けている地域諸国に引き続き謝意を示すとともに、シリア政府に対し、自発的で安全かつ尊厳ある難民帰還のための条件を整えるよう求める。

この点に関し、来るシリア及び地域の将来に関する第8回ブリュッセル会議は、ハイレベルの関与及び国際社会の結集を維持する上で重要である。